

第10回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和4年10月3日(月)
開会 15時00分
閉会 15時35分

2. 場 所 市役所 大会議室

3. 出 席 11名

4. 欠 席 3名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	欠
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	欠
4	吉村 幸夫	欠	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 3番 鶴田 裕幸

9番 山口 光壽

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	末吉 亜紀
書 記	江口 裕典		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第 4 5 号	農地法第 5 条の申請について
議案第 4 6 号	農地法第 3 条の申請について
議案第 4 7 号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について
議案第 4 8 号	空き家に付随した農地の指定申請について

8. 報告事項

議案第 2 1 号	農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について
議案第 2 2 号	農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

9. 連絡事項

なし

<p>議長</p>	<p>みなさん、こんにちは。 (挨拶) それでは、ただいまより第10回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は4番 吉村幸夫委員、8番 前田勉委員、 10番 淵上幸雄委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は3番 鶴田 裕幸委員、9番 山口 光壽委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第45号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第46号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第47号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用権設定 通年</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用権設定 期間借地</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用権設定 期間借地(転貸)</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地中間管理事業</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第48号</td> <td>空き家に付随した農地の指定申請について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第21号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第22号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>8件</td> </tr> </table> <p>となっております。 それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第45号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第45号	農地法第5条の申請について	5件	議案第46号	農地法第3条の申請について	9件	議案第47号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	3件		利用権設定 期間借地	1件		利用権設定 期間借地(転貸)	1件		農地中間管理事業	2件	議案第48号	空き家に付随した農地の指定申請について	1件	報告第21号	農地法第18条第6項通知の受理について	2件	報告第22号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	8件
議案第45号	農地法第5条の申請について	5件																													
議案第46号	農地法第3条の申請について	9件																													
議案第47号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																														
	利用権設定 通年	3件																													
	利用権設定 期間借地	1件																													
	利用権設定 期間借地(転貸)	1件																													
	農地中間管理事業	2件																													
議案第48号	空き家に付随した農地の指定申請について	1件																													
報告第21号	農地法第18条第6項通知の受理について	2件																													
報告第22号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	8件																													
<p>事務局</p>	<p>議案第45号 42番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は1ページから4ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が駐車場として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>																														

事務局	<p>続きまして、議案は1ページ、43番になります。 図面は5ページから10ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が一般住宅建設をするための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、44番になります。 図面は11ページから15ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設をするための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、45番になります。 図面は16ページから19ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が一般住宅建設をするための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、46番になります。 図面は20ページから26ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が特定建築条件付売買予定地をするための申請です。 農地区分は第1種農地。 許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>議案第45号 については以上5件です。</p>
議長	それでは42番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	〇〇〇〇の店ができるということで、駐車場が狭いということでの申請です。 区長、生産組合長の承諾もありました。 ご審議よろしくをお願いします。
議長	42番について、御意見、御質問はございませんか。

議長	<p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、43番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>家を建てたいと言ってこられました。問題ないと思います。生産組合長、区長の判もあり、私も判を押しました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>43番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、44番について担当委員からの説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>一般住宅の建設です。</p> <p>排水は雨水については水路を經由して海へ放流し、生活雑排水については合併浄化槽で処理後、雨水と同様に水路を經由して海へ放流する計画です。</p> <p>区長、生産組合長の同意もありました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>44番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>特に無いようですので、続きまして、45番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>息子さんが帰ってきて家を建てるとのことです。生産組合長さん、区長さんの承諾もありましたので、私も承諾しました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>45番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>特に無いようですので、続きまして、46番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>下水も通っておりますし、特に問題ないところです。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>46番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請5件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第46号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第46号 9件について御説明いたします。</p> <p>議案は3ページから5ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況を掲げております。</p>

事務局	<p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第46号 については以上9件です。</p>
議長	<p>議案第46号 について議案の3ページから5ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第46号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第47号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年3件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の6ページに明細書を、7ページから8ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が3名、貸付人が3名で、面積は田が3, 510㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第47号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第47号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第47号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第47号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定 期間借地について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号 利用権設定 期間借地について、御説明します。</p> <p>議案の9ページに明細書を、10ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が1名、貸付人が1名で、面積は田が3, 009㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第47号 利用権設定 期間借地については以上です。</p>
議長	<p>議案第47号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定 期間借地について、御意見、御質問はございませんか。</p>

議長	<p>〈なし〉</p> <p>特に無いようですので、議案第47号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定 期間借地については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第47号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定 期間借地（転貸）について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号 利用権設定 期間借地（転貸）について、御説明します。</p> <p>議案の11ページに明細書を、12ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が1名、貸付人が1名で、面積は田が998㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで。</p> <p>議案第47号 利用権設定 期間借地（転貸）については以上です。</p>
議長	<p>議案第47号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定 期間借地（転貸）について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>特に無いようですので、議案第47号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定 期間借地（転貸）については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第47号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案の13ページに明細書を、14ページから15ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。</p> <p>田が4,226㎡、貸付人2名、借受人2名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで。</p> <p>議案第47号 農地中間管理事業については以上2件です。</p>
議長	<p>議案第47号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）2件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p>

議長	<p>特に無いようですので、議案第47号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）2件については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第48号 空き家に付随した農地の指定申請について事務局より説明をお願いします。から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第48号 について御説明します。</p> <p>これは農地法第3条第2項第5号に関する別段面積（下限面積）を設定し、「伊万里市空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」により申請があったものです。</p> <p>空き家に付随した農地に指定された後は、空き家とともに農地を取得される場合、取得要件の下限面積1㎡が適用されることとなります。</p> <p>議案は16ページ、4番になります。 図面は27ページになります。 申請地区は〇〇〇〇地区です。 空き家情報バンク登録物件〇〇〇〇にある農地です。</p> <p>議案第48号 については以上です。</p>
議長	<p>議案第48号 空き家に付随した農地の指定申請について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、空き家に付随した農地の指定申請については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第21号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第21号 について御説明します。</p> <p>議案は17ページになります。</p> <p>2件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第21号 については以上です。</p>

議長	<p>報告第21号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第22号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第22号 について御説明いたします。</p> <p>議案は、18ページになります。</p> <p>1番から5番及び8番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>6番、7番については農地パトロールにて非農地相当としていましたが、所有者が市内在住でないなどの理由で非農地判断についての事前通知を行っておりませんでした。</p> <p>今回、農地の所有者より非農地についての申し出がありましたので、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第22号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第22号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第10回農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>